

# 被害者に対する 言葉かけは大切です

● 辛  
いことは早く忘れ  
ましょう

● 気を強く持って、  
前向きに  
生きましょう

さらに傷つける  
言葉

あなた一人が  
苦しいではありませんよ

あなたにも  
悪いところか  
あったのでは  
ないですか

泣いてばかりいると、  
死んだ人が浮かばれませんよ

配慮した  
言葉

ご心中、  
お察しします

よく頑張ってくださいね

無理をする必要は  
ありません

あなたが怒りを感じられるのは  
当然だと思います

(ただし、安易に使用すると逆に傷つけることもあります)

悲しんでいいのですよ

## 岡山県内の被害者相談窓口

- 岡山県警察総合相談電話 **24時間受付**  
☎#9110 ☎086-233-0110
  - ヤングテレホン・いじめ110番  
☎086-231-3741
  - ヤングメール  
E-mail youngmail@pref.okayama.jp
  - 性犯罪被害相談電話 ☎0120-001-797
  - 生活環境110番 ☎086-231-9449
  - 暴力団関係110番 ☎086-233-8930
  - おかやま被害者支援ネットワーク  
☎086-233-8349
- 
- 岡山地方検察庁の被害者ホットライン  
☎086-224-3322
  - 法テラスの犯罪被害者支援ダイヤル  
☎0570-079714

殺人・傷害・性犯罪・交通事故・DV・ストーカーなど犯罪被害全般について  
岡山県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」  
(社) 被害者サポートセンターおかやま VISCO  
☎086-223-5562 <http://vsco.info>

殺人・傷害致死・交通死など遺族支援を主として  
(N) おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ  
☎086-245-7831 **土曜日**  
<http://www17.ocn.ne.jp/~families/>

DVなど暴力による被害者支援 (女性と子ども)  
(N) さんかくナビ  
☎086-227-1002  
<http://ww32.tiki.ne.jp/~sankaku-navi/>

※県下全市町村において「犯罪被害者等支援条例」が制定されていますので、お問い合わせは  
各市町村の担当窓口へお問い合わせください。

# 犯罪被害者の 雇用の安定について 考えてみませんか

— 被害者に理解と支援を —



岡山県警察

# 被害者が抱える様々な問題

犯罪(事件・事故)の被害者やご遺族は、生命を奪われる(家族を失う)、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるという、生命、身体、財産上の被害だけでなく、被害後に、次のような様々な問題(二次的被害)に苦しめられます。

## 心身の不調

被害直後：精神的ショック  
中長期：PTSD、うつ病、  
パニック障害など

近隣や友人・知人などの  
言動による傷つき

加害者からの報復や不誠実な  
言動による更なる被害

マスコミの取材・報道による  
ストレス・不快感など

## 仕事上の困難

精神的、身体的被害のため仕事でミス、  
同僚との関係悪化などで退職も(※)

## 不本意な転居など住居の問題

自宅が事件現場、再被害のおそれ  
などで転居が必要なことも

## 経済的な困窮

被害直後の当面の出費、  
医療費の負担、失職

## 家族関係の悪化

捜査・裁判の過程に  
おける精神的・時間  
的負担

事件

事件の影響



犯罪被害者が仕事を維持・確保することは、経済的負担の軽減になるだけでなく、精神面における被害の軽減・回復にも重要な意味があります。しかし、犯罪被害者は、精神的・身体的被害により、やむを得ず以前に比べ仕事の能率が低下したり、対人関係がうまくいかなくなったりします。また、治療のための通院、裁判への出廷などのために欠勤することもあります。

犯罪被害者は、精神的・身体的被害だけでなく、雇用主や職場の知識の欠如・無理解によって、仕事をやめざるをえなくなる場合が少なくありません。

① 職場の上司や同僚の理解の  
増進に努めて下さい。

② 被害回復のための休暇に  
ついて検討してみてください。

- 各企業における特別な休暇制度(裁判員休暇・リフレッシュ休暇など)の一つとして「犯罪被害者等休暇」を創設する。
- 病気休暇等の既存の休暇制度を活用する。
- 休暇制度を設けなくても、被害者となった従業員に、それぞれのケースに応じて必要な休暇を付与することを知らせる。



## 岡山県犯罪被害者等支援条例

- 第3条(基本理念) 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- 2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

第6条(事業者の責務) 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の支援に努めるものとする。

(※)犯罪被害者の約7割の方が、被害後、仕事をしばらく休んだり、やめざるを得なくなっています。  
(犯罪被害者実態調査研究会「犯罪被害者実態調査報告書」)